

議第184号から議第195号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成28年9月21日提出

京都市長 門川大作

議案番号	損害賠償額	債権者	事故の概要	
			被害者	損害の程度
184	6,684,027 ^円	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京海上日動火災保険株式会社		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷
185	3,490,677	同上		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷
186	2,982,856	同上		建物の1階及び外構の損傷
187	2,400,965	同上		建物の1階及び外構の損傷
188	1,242,267	同上		建物の1階及び外構の損傷

189	876,734	同 上		家財等の損傷
190	745,690	同 上		事業用物品の 損傷
191	739,284	同 上		建物の1階及 び外構の損傷
192	713,966	同 上		建物の1階及 び外構の損傷
193	644,797	同 上		事業用物品の 損傷
194	630,323	同 上		建物の1階及 び外構の損傷
195	858,350	東京都文京区後楽一丁目 5番3号 三井ダイレクト損害 保険株式会社		車両の損傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。